

第63期 中間決算公告

平成21年12月25日

沖縄県那覇市久茂地2丁目9番12号
株式会社 沖縄海邦銀行
取締役頭取 嘉手納成達

中間貸借対照表（平成21年9月30日現在）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け金	66,605	預 金	546,399
コールローン	902	外国為替	3
有価証券	112,878	その他負債	3,757
貸出金	391,308	未払法人税等	184
外国為替	639	その他の負債	3,572
その他資産	2,862	賞与引当金	403
有形固定資産	6,636	退職給付引当金	983
無形固定資産	454	役員退職慰労引当金	189
繰延税金資産	3,616	睡眠預金払戻損失引当金	20
支払承諾見返	1,133	支払承諾	1,133
貸倒引当金	6,445	負債の部合計	552,890
		（純資産の部）	
		資本金	4,537
		資本剰余金	3,219
		資本準備金	3,219
		利益剰余金	19,720
		利益準備金	4,537
		その他利益剰余金	15,182
		別途積立金	13,495
		事務機械化準備金	400
		圧縮記帳積立金	30
		繰越利益剰余金	1,256
		自己株式	15
		株主資本合計	27,461
		その他有価証券評価差額金	233
		繰延ヘッジ損益	6
		評価・換算差額等合計	239
		純資産の部合計	27,701
資産の部合計	580,592	負債及び純資産の部合計	580,592

中間損益計算書 (平成21年4月1日から
平成21年9月30日まで)

(単位 : 百万円)

科 目	金	額
経 常 収 益		7,883
資金運用収益	6,558	
(うち貸出金利息)	(5,227)	
(うち有価証券利息配当金)	(1,087)	
役務取引等収益	631	
その他業務収益	256	
その他経常収益	437	
経 常 費 用		6,653
資金調達費用	1,010	
(うち預金利息)	(1,010)	
役務取引等費用	352	
その他業務費用	276	
営業経費	4,272	
その他経常費用	741	
経 常 利 益		1,230
特 別 利 益		15
特 別 損 失		0
税引前中間純利益		1,245
法人税、住民税及び事業税		224
法人税等調整額		70
法人税等合計		295
中 間 純 利 益		949

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある株式及び受益証券については中間決算期末前1ヵ月の市場価格等の平均に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、債券については中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、組込デリバティブを一体処理したことにより損益に反映させた額を除き、全部純資産直入法により処理しております。

（追加情報）

その他有価証券のうち時価のある株式及び受益証券については、中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）によっておりましたが、前中間期末後の金融市場の混乱から生じる国内株式価格等の著しい変動に鑑み、短期的な過度の価格変動が財務諸表に与える影響を平準化するため、前事業年度より決算期末前1ヵ月の市場価格等の平均に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）に変更いたしました。

なお、前中間会計期間において上記の算定方法を適用した場合は、有価証券は1,040百万円増加、その他有価証券評価差額金は1,009百万円増加します。また、経常利益及び税引前中間純利益はそれぞれ30百万円増加します。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、それぞれ次の方法により年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

建 物 定額法を採用しております。

その他 定率法を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 39年

その他 2年～20年

（2）無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

5. 引当金の計上基準

（1）貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は3,755百万円であります。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

(追加情報)

前中間期において、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち当中間期に帰属する額を計上しておりましたが、役員報酬制度の見直しに伴い、当中間期より役員賞与引当金の計上はおこなっておりません。

(4) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌期から費用処理

なお、会計基準変更時差異(1,629百万円)については、10年による按分額を費用処理することとし、当中間期においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間期末までに発生していると認められる額を計上しております。

(6) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を引当てております。

6. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債については、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

8. ヘッジ会計の方法

為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

9. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税(以下、消費税等という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間期の費用に計上しております。

10. 複合金融商品の会計処理

「その他の複合金融商品（払込資本を増加させる可能性のある部分を含まない複合金融商品）に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第12号平成18年3月30日）第3項に該当する複合金融商品（有価証券及び預け金）については、組込デリバティブを合理的に区分して測定することができないため、当該複合金融商品全体を時価評価し、評価差額を当中間期の損益に計上しております。なお、当該複合金融商品のうち預け金の中間貸借対照表の表示については、取得原価を中間貸借対照表に記載し、時価評価との差額については「その他負債」に含めて表示しております。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

1. 関係会社の株式総額 99 百万円

2. 貸出金のうち、破綻先債権額は 546 百万円、延滞債権額は 11,568 百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち、3ヶ月以上延滞債権額はありませぬ。

なお、3ヶ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3ヶ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 1,524 百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヶ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヶ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 13,639 百万円であります。

なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は 5,469 百万円であります。

7. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間貸借対照表計上額は、3,505 百万円であります。

8. 有価証券のうち、為替決済、日銀歳入代理等の取引の担保の代用として、有価証券 22,102 百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち保証金は 93 百万円であります。

9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、17,881 百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが 17,868 百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必

ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

- 10．有形固定資産の減価償却累計額 6,868 百万円
 11．1株当たりの純資産額 8,157円92銭
 12．銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ(10)に規定する単体自己資本比率(国内基準) 8.88%

(中間損益計算書関係)

- 1．「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額643百万円及び株式等償却78百万円を含んでおります。
 2．1株当たり中間純利益金額 279円67銭

(有価証券関係)

中間貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」が含まれております。

- 1．満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成21年9月30日現在)
 該当事項はありません。
 2．子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるもの(平成21年9月30日現在)
 該当事項はありません。
 3．その他有価証券で時価のあるもの(平成21年9月30日現在)

	取得原価 (百万円)	中間貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)
株式	4,185	4,417	232
債券	85,887	86,643	756
国債	60,425	61,060	634
地方債	2,156	2,185	28
短期社債			
社債	23,304	23,397	92
その他	21,185	20,425	760
合計	111,258	111,486	228

(注) 1．中間貸借対照表計上額は、株式及び受益証券については当中間期末前1ヵ月の市場価格等の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当中間期末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

- 2．その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間期の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当中間期における減損処理額は、321百万円(うち株式78百万円、その他242百万円)であります。また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、中間決算日の時価が取得原価に比べ50%以上下落している場合は、全銘柄を著しい下落と判断し、30%以上50%未満下落している場合は、価格の回復可能性及び発行会社の信用リスク等を勘案し判定しております。

- 3．評価差額のうち、組込デリバティブを一体処理したことにより損益に反映させた額は158百万円(損失)であります。

4. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間貸借対照表計上額（平成21年9月30日現在）

内 容	金額(百万円)
子会社・子法人等株式及び関連法人等株式 子会社・子法人等株式	99
その他有価証券	
非上場株式	1,123
その他の証券	169

（金銭の信託関係）

該当事項はありません。

（税効果会計関係）

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	3,160 百万円
有価証券評価損	1,217
退職給付引当金	391
賞与引当金	160
その他	683
繰延税金資産小計	5,612
評価性引当額	1,817
繰延税金資産合計	3,795
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	153
その他	24
繰延税金負債合計	178
繰延税金資産の純額	3,616 百万円

中間連結貸借対照表 (平成21年9月30日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	66,606	預 金	546,227
コールローン及び買入手形	902	外 国 為 替	3
有 価 証 券	112,781	そ の 他 負 債	4,027
貸 出 金	391,515	賞 与 引 当 金	455
外 国 為 替	639	退 職 給 付 引 当 金	983
そ の 他 資 産	3,455	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	189
有 形 固 定 資 産	6,638	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	20
無 形 固 定 資 産	455	利 息 返 還 損 失 引 当 金	21
繰 延 税 金 資 産	3,619	負 の の れ ん	32
支 払 承 諾 見 返	1,133	支 払 承 諾	1,133
貸 倒 引 当 金	6,788	負 債 の 部 合 計	553,096
		(純 資 産 の 部)	
		資 本 金	4,537
		資 本 剰 余 金	3,219
		利 益 剰 余 金	19,798
		自 己 株 式	15
		株 主 資 本 合 計	27,540
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	233
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	6
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	239
		少 数 株 主 持 分	82
		純 資 産 の 部 合 計	27,862
資 産 の 部 合 計	580,958	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	580,958

中間連結損益計算書 { 平成21年4月1日から
平成21年9月30日まで }

(単位：百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	8,082
資 金 運 用 収 益	6,616
(うち貸出金利息)	(5,285)
(うち有価証券利息配当金)	(1,087)
役 務 取 引 等 収 益	749
そ の 他 業 務 収 益	256
そ の 他 経 常 収 益	460
経 常 費 用	6,838
資 金 調 達 費 用	1,010
(うち預金利息)	(1,010)
役 務 取 引 等 費 用	426
そ の 他 業 務 費 用	276
営 業 経 費	4,346
そ の 他 経 常 費 用	779
経 常 利 益	1,243
特 別 利 益	15
特 別 損 失	0
税金等調整前中間純利益	1,259
法人税、住民税及び事業税	232
法人税等調整額	71
法人税等合計	303
少数株主利益	0
中間純利益	955

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

中間連結財務諸表の作成方針

1. 連結される子会社及び子法人等 4社
会社名
かいぎんビジネスサービス株式会社
かいぎんシステム株式会社
株式会社海邦総研
かいぎんカード株式会社
2. 連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項
連結される子会社及び子法人等の中間決算日は次のとおりであります。
9月末日 4社

会計処理基準に関する事項

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法
商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。
2. 有価証券の評価基準及び評価方法
有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のある株式及び受益証券については中間連結決算期末前1ヵ月の市場価格等の平均に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、債券については中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、組込デリバティブを一体処理したことにより損益に反映させた額を除き、全部純資産直入法により処理しております。

（追加情報）

その他有価証券のうち時価のある株式及び受益証券については、中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）によっておりましたが、前中間期末後の金融市場の混乱から生じる国内株式価格等の著しい変動に鑑み、短期的な過度の価格変動が連結財務諸表に与える影響を平準化するため、前連結会計年度より連結決算期末前1ヵ月の市場価格等の平均に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）に変更いたしました。

なお、前中間連結会計期間において上記の算定方法を適用した場合は、有価証券は1,040百万円増加、その他有価証券評価差額金は1,009百万円増加します。また、経常利益及び税金等調整前中間純利益はそれぞれ30百万円増加します。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
4. 減価償却の方法
(1) 有形固定資産（リース資産を除く）
当行の有形固定資産は、それぞれ次の方法により年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。
建 物 定額法を採用しております。
その他 定率法を採用しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。
建 物 39年
その他 2年～20年
連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

5. 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は3,755百万円であります。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

6. 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

7. 役員賞与引当金の計上基準

（追加情報）

前中間連結会計期間において、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち当中間連結会計期間に帰属する額を計上しておりましたが、役員報酬制度の見直しに伴い、当中間連結会計期間より役員賞与引当金の計上はおこなっておりません。

8. 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理

なお、会計基準変更時差異（1,629百万円）については、主として10年による按分額を費用処理することとし、当中間連結会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。

9. 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。

10. 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を引当てております。

11. 利息返還損失引当金の計上基準

連結子会社のうち1社の利息返還損失引当金は、利息制限法の上限金利を超過する貸付金利息の返還請求に備えるため、過去の返還実績等を勘案した見積返還額を計上しております。

12. 外貨建資産・負債の換算基準

当行の外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

連結される子会社及び子法人等の外貨建資産・負債については、それぞれの間接決算日等の為替相場により換算しております。

13. リース取引の処理方法

当行並びに連結される子会社及び子法人等の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成 20 年 4 月 1 日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

14. 重要なヘッジ会計の方法

為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

15. 消費税等の会計処理

当行並びに連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

16. 複合金融商品の会計処理

「その他の複合金融商品(払込資本を増加させる可能性のある部分を含まない複合金融商品)に関する会計処理」(企業会計基準適用指針第12号平成18年3月30日)第3項に該当する複合金融商品(有価証券及び預け金)については、組込デリバティブを合理的に区分して測定することができないため、当該複合金融商品全体を時価評価し、評価差額を当中間連結会計期間の損益に計上しております。なお、当該複合金融商品のうち預け金の中間連結貸借対照表の表示については、取得原価を中間連結貸借対照表に記載し、時価評価との差額についてはその他負債に含めて表示しております。

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

1. 貸出金のうち、破綻先債権額は557百万円、延滞債権額は11,792百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

2. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は15百万円であります。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

3. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は1,524百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

4. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は13,890百万円であります。

なお、上記1. から4. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

5. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、5,469百万円であります。

6. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間連結貸借対照表計上額は、3,505百万円であります。

7. 有価証券のうち、為替決済、日銀歳入代理等の取引の担保の代用として、有価証券22,102百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち保証金は93百万円であります。

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、25,473百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが25,460百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 有形固定資産の減価償却累計額 6,870百万円

10. 1株当たりの純資産額 8,180円93銭

11. 銀行法施行規則第17条の5第1項第3号口に規定する連結自己資本比率(国内基準) 8.92%

(中間連結損益計算書関係)

1. 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額657百万円及び株式等償却78百万円を含んでおります。

2. 1株当たり中間純利益金額 281円36銭

(有価証券関係)

中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」が含まれております。

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成21年9月30日現在)

該当事項はありません。

2. その他有価証券で時価のあるもの(平成21年9月30日現在)

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額 (百万円)
株式	4,185	4,417	232
債券	85,887	86,643	756
国債	60,425	61,060	634
地方債	2,156	2,185	28
短期社債			
社債	23,304	23,397	92
その他	21,185	20,425	760
合計	111,258	111,486	228

(注) 1. 中間連結貸借対照表計上額は、株式及び受益証券については当中間連結会計期間末前1ヵ月の市場価格等の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

2. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、321百万円(うち株式78百万円、その他242百万円)であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、中間連結決算日の時価が取得原価に比べ50%以上下落している場合は、全銘柄を著しい下落と判断し、30%以上50%未満下落している場合は、価格の回復可能性及び発行会社の信用リスク等を勘案し判定しております。

3. 評価差額のうち、組込デリバティブを一体処理したことにより損益に反映させた額は158百万円(損失)であります。

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成21年9月30日現在)

内 容	金額(百万円)
その他有価証券	
非上場株式	1,125
その他の証券	169

(金銭の信託関係)

該当事項はありません。